

あけぼの

第34号

令和5年2月16日発行

教委人権教育課

☎229-3253 FAX 229-3017

「共に生きる社会」をめざして

皆さんは「共に生きる社会」とは、どのような社会を想像しますか。「共に生きる」とは、どういうことだと考えますか。

人にはそれぞれ違いがあります。障がいの有無、性別、年齢、国籍や文化など、あらゆる違いのある人が存在するのが社会です。しかし、今、私たちが生きている社会を見渡した時、何かができないから、障がいがあるから、国や文化が違うからなどと、分け隔て、時には排除しようとする現実があります。

そのようなことが起きてしまう背景には、相手のことを知らない、知ろうとしていない、そして関わろうとしていない「私」がいるのではないのでしょうか。

「共に生きる社会」とは、互いのことを知り合い、その存在を認識し、尊重し合うことによって、一人一人が価値ある存在であると実感できる、そのような人と人との関係でつくられた社会のことだと思います。

今回のあけぼのでは、「共に生きる社会」をつくるきっかけとして、まずは互いのことを知るための活動や場づくりに取り組んでいる「人」の思いや生き方を紹介します。そのような活動や場を意識してつくっていくことで、社会にある「分け隔て」に気付き、誰もがかけがえのない存在であることを確かめ合うことにつながるのでないでしょうか。

また、一緒に何かをすること、できることだけが「共に生きる」ということではありません。たとえ近くにいなくても、一緒に何かができなくても、私たちは今の社会を「共に生きている」のです。

今回のあけぼのが「共に生きる社会」とはどのような社会なのかを考え、「私」にできることは何かを問いかけるきっかけになればと思います。



人権コラム

お互いに尊重し合える社会に

2022年に開催されたサッカーのワールドカップにおいて、差別や人権問題を放っておかない姿勢を示した国や選手たちの姿がありました。差別解消は世界共通の課題です。

三重県では、令和4年5月に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が公布、施行されました(一部令和5年4月施行)。この条例では、人種などの属性を理由とする不当な区別または排除、制限を不当な差別と定義し、社会のあらゆる分野において人権が尊重されること、対話を通じて不当な差別やその他の人権問題の解消を図ることが重要であること、不当な差別をはじめとする人権侵害行為の禁止などを基本理念としています。

この条例が必要とされた背景として、今もなお特定の人を社会から排除するような偏見や差別がなくならない状況があります。また、三重

県が令和3年度に実施した人権に関するアンケートによると、最近1年間で、差別待遇等の人権侵害を受けた(受けたと感じた)ことがあると答えた人に対して「その時どのように対応しましたか」と尋ねたところ「何もせずがまんした」と回答した人の割合は57.5%と過半数を超えており、「市町の相談窓口に相談した」と回答した人の割合は4.1%に留まっています。津市としては、人権相談窓口について、これまで以上に周知を図り、相談者に寄り添った相談体制に努めてまいります。



条例では基本理念で差別の禁止を明示する一方で、罰則等の規制的な措置は設けず、対話を通じた差別の解消を重視しています。私たち一人一人が相手の言葉に耳を傾け、お互いに尊重し合える社会をつくっていかねばならないのではないのでしょうか。